公共下水道に関するお知らせ

佐屋・佐織地区では、平成15年度から公共下水道の整備を進め、平成22年3月31日から順次、供用開始(公共下水道へ接続可能)しています。

令和7年4月1日の供用開始予定区域は次のとおりです。

佐屋地区
- 鰯江町郷裏、郷西、郷中の各一部
- 大野町未、山の各一部

佐織地区
- 町方町大原、北堤外、北前、五軒家、五軒家東、庄司原、南堤外、宮前の各一部

供用開始にあたって

該当区域に土地を所有している方へ

1月中旬頃に下水道事業受益者申告書、下水道への接続、受益者負担金等制度に関する説明会の日程をお送りします。説明会当日に書類一式をご持参ください。

供用開始後の3つの負担

公共下水道の供用開始地区の皆さんに、ご負担いただく費用は次のとおりです。

1.受益者負担金・分担金：土地の面積〇〇㎡×400円

供用開始された土地の面積に応じて、1回限り負担していただくものです。その土地にかかる負担金・分担金は上記のように計算された額を3年間に分割して、全12回で納付していただきます。一度納付していただければ、重ねて賦課の対象となることはありません。

2.排水設備工事費　公共下水道へ接続する工事を行う際に必要です

家庭や事業所などから出る汚水を下水道管に流すための「排水設備」を設置していただく敷地内工事です。

注意!!

排水設備工事は、適切な構造の宅内排水設備を設置するために、**「愛西市排水設備指定工事店」でなければできません。**工事の方法・期間・費用などは指定工事店によって異なりますので、依頼する際には、見積もり金額だけでなく、施工内容・施工後の維持管理についてもよく検討し契約をしてください。

3.公共下水道使用料：公共下水道へ接続後に発生する料金です

排水設備工事が完了し、公共下水道へ汚水を流すようになると、流した汚水排出量に応じて「公共下水道使用料」を納付していただきます。

公共下水道使用料は、2か月に1回、上水道料金と併せて納めていただきます。納付方法を別々にすることはできませんのでご了承ください。

詳しくはこちら

既に公共下水道および農業集落排水の供用開始された区域で、まだ接続工事がお済みでない方は、１日も早い切替えをお願いします。

問 下水道課　☎(55)7124